

「山形ゼロ災 3 か月運動・2021」実施要領

～ 労働災害ゼロをめざして参加しましょう！ ～

I 趣旨

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々のより良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう不断の努力が必要です。

山形県内の労働災害は、長期的には大きく減少しました。しかし、令和2年の休業4日以上[※]の死傷者数をみると、暖冬で冬季型災害は減少したものの、全災害では、前年比5.1%増加し1,190人となりました。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症の予防として、手洗い・うがいの励行等、職場内での感染予防対策も必要となっております。

このような状況の下、「第13次労働災害防止計画」（計画期間：2018年から2022年）の目標[※]達成に向け、誰もが安心して安全で健康に働くことができる社会を目指し、労働災害のない社会を実現するため、経営トップが、労働者の安全と健康の確保を自らの問題と再認識し「安全衛生に関する宣言」を行い、労働災害防止の自主的な取組の促進を行う事業場参加型の運動を実施するものです。

※死亡災害：2018年から2022年までの死亡者数を前次期間と比較し15%以上減少させる。（5年間で41人以下）

※死傷災害：2022年までに2017年の死傷者数と比較し5%以上減少させる。（2022年の死傷者数を1,069人以下）

II 実施事項等

- 1 運動期間 : 令和3年（2021年）10月1日から12月31日まで
- 2 主催者 : 山形労働局・各労働基準監督署
: 山形県労働災害防止関係団体連絡協議会・各地区労働基準協会
- 3 後援者 : 東北・北陸地方整備局県内各事務所、東北運輸局山形運輸支局、東北森林管理局県内各管理署（支署）、東北農政局県内各事業所（支所）、山形県
- 4 実施者 : 山形県内の事業場
- 5 主催者実施事項（各災害防止団体・各地区労働基準協会）
 - (1) 傘下会員事業場等に対する運動の周知、参加勧奨
 - (2) 本運動参加事業場の登録、参加シールの交付等

- 6 主催者実施事項（山形労働局・各労働基準監督署）
 - (1) 山形県内労働災害防止関係団体等への支援
 - (2) 本運動に関する周知及び広報（主催者団体以外の関係団体）
 - (3) 山形労働局ホームページに参加事業場名の掲載

- 7 実施者（事業場の）実施事項（別紙参照）
 - (1) 経営トップによる「安全衛生に関する宣言」
 - (2) 「無災害運動」（災害防止活動）の実施（1つ以上実施してください）
 - ・経営トップ等による職場巡視
 - ・安全大会又は安全衛生に関する研修会の開催
 - ・安全衛生の各級管理者の役割の確認
 - ・転倒災害等の発生件数の多い災害に対する防止対策の実施
 - ・災害事例等を活用した同種災害の再発防止措置の実施
 - ・日常の安全衛生管理活動実施状況の点検の実施
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進

Ⅲ 参加申込等

- 1 参加申込期間 : 令和3年（2021年）8月1日から9月30日まで

- 2 参加費 : 無料

- 3 参加資格 : 山形県内の事業場（本社、支店、営業所、工場等）
【建設現場は、工期が実施期間（10/1-12/31）を超える場合、現場単位で参加可能】

- 4 参加申込方法 : 「参加申込書」に記入の上、主催者団体の内いずれか1団体に郵送又はFAX等で申し込んでください。

- 5 参加シールの交付 : 参加を申し込んだ事業場には、参加シールを交付します。

- 6 参加事業場名の公表 : 参加事業場名を主催者団体や山形労働局のHP等で公表します（公表を希望しない場合を除く）。
【※山形労働局HPへの公開は10月中旬頃を予定】

実施要領 「Ⅱ 実施事項等」の「7 実施者（事業場の）実施事項」

(1) 経営トップによる「安全衛生に関する宣言」

労働災害の防止は事業主の責務であり、この責務を全うするには、何よりも経営トップが労働者の安全と健康の確保を自らの問題として認識し、率先してこれに取り組むことが重要です。

安全衛生管理は、経営トップから各級の管理監督者に至るまで、それぞれの役割、責任、権限を明らかにした安全衛生管理体制を整備し、事業場が一体となり計画的に安全衛生管理のための活動に取り組む必要があります。

経営トップは、労働災害防止に向けた方針をトップ自らが表明し、それに基づいて労使が協力して行動できるよう、「自社においては労働災害を起こさない。」という強い意識を表明してください。

経営トップによる「安全衛生に関する宣言」 例文

当社は、従業員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成に向け、不断の努力を重ねます。

- 1 労働安全衛生法等の関係法令を遵守します
- 2 安全・健康・快適に働ける職場環境を維持・向上させるため必要な資源を投資します
- 3 安全衛生に関する教育・訓練体制を確立し、全従業員の資質の向上を図ります
- 4 安全衛生リスクアセスメントを実施し、危険・有害要因を排除・低減します
- 5 新型コロナウイルス感染症の予防として、手洗い・うがい、マスク着用の励行と定期的な換気の実施等に努めます

(他に「スローガン」等を掲載)

令和 年 月 日

△△〇〇株式会社

代表取締役 △△ □□

(2) 「無災害運動」(災害防止活動)の実施 (1つ以上実施してください)

山形ゼロ災3か月運動期間に

- ・経営トップ等による職場巡視の実施
- ・安全大会又は安全衛生に関する研修会の開催
- ・各級管理者の役割の確認(安全衛生管理体制の確認)の実施
- ・発生件数の多い「転倒」「墜落、墜落」「挟まれ、巻き込まれ」災害に対する防止対策の実施(手すり等の設置、作業方法の改善、危険個所の除去、囲い等の設置、危険個所の見える化、転倒危険個所マップの作成等)
- ・災害事例等を活用した同種災害の再発防止措置の実施
- ・日常の安全衛生管理活動実施状況の点検(安全衛生点検)の実施

(「日常の安全衛生管理活動」とは、各級管理者の安全パトロール・4S(5S)(整理、整頓、清掃、清潔)(しつけ)活動・KY(危険予知訓練)活動・ヒヤリハット報告活動・安全衛生改善提案活動・ツールボックスミーティング等です。)

※「点検表」は、業種別に「山形労働局ホームページ」に掲載します。

(3) 新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進

以上の災害防止活動等に取り組んでください。